

訪問リハビリテーションサービス契約書

(利用者) _____ 様

(事業者) _____ とみお診療所

第1条（契約の目的）

- ①事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- ②事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護（要支援）状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- ③利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

第2条（契約期間）

- ① この契約の期間は、20__年__月__日～20__年__月__日とします。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間満了日までとします。
- ②上記契約期間満了日の2週間以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- ③利用者から更新拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

第3条（居宅サービス計画変更の援助）

事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）、要支援者においては管轄の地域包括支援センター又は当該予防プラン受託居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

第4条（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容および利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第5条（サービスの中止）

- ①利用者は、事業者に対し、サービスの提供の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- ②利用者がサービス実施日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙重要事項説明書に記載した料金を請求することができます。

第6条（契約の終了）

- ①利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ②次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- イ. 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合。
 - ロ. 事業者が守秘義務に違反した場合。
 - ハ. 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ③事業者は、やむをえない事情があり、また事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合、理由を示した文書を通知し、2週間以上の予告期間においてこの契約を解約することができます。この場合、事業者はサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。
- ④ 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- イ. 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合。
 - ロ. 利用者またはその家族などが事業者やサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ⑤次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- イ. 利用者が死亡したとき。
 - ロ. 利用者から解除の意思表示がなされたとき。
 - ハ. 事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - ニ. 利用者が介護保健施設へ入所した場合。
 - ホ. 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。

第7条（損害賠償）

- ①事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- ② 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第8条（秘密保持）

- ① 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知

り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- ② 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ 事業者は、第1項にかかわらず利用者に関わる他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。その場合には、利用者及び利用者の家族から同意を得るものとします。

第9条（苦情処理）

- ①利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

なお、当事業所の苦情申し立て窓口は下記のとおりです。

名 称 とみお診療所

電 話 0742 - 45 - 7480

- ②事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- ③事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第10条（サービス内容等の記録作成・保存）

- ①事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- ②事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存します。
- ③利用者は、事業者に対し、いつでも第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、複写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第11条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

訪問リハビリテーション事業 重要事項説明書

2026/06/01

＜とみお診療所＞

当事業所は介護保険の指定を受けています

指定訪問リハビリテーション事業所 平成26年4月1日 事業所番号：2910102959
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 平成26年4月1日 事業所番号：2910102959

当事業所はご契約者に対して指定訪問リハビリテーションサービス及び指定介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1、事業者

名称 社会医療法人健生会
所在地 奈良県奈良市西大寺北町四丁目4番1号
電話番号 0742-93-6040
代表者氏名 理事長 横山 知司
設立年月 1928年11月3日

2、事業所の概要

事業の目的 指定訪問リハビリテーションサービスの提供
事業所の名称 とみお診療所
事業所の所在地 奈良県奈良市三碓二丁目1番6号
電話番号 0742-45-7480
管理者氏名 田中 まりの
開設年月 2014年4月1日

3、職員体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。(2026年6月1日現在)

- ・理学療法士 1名
- ・作業療法士 3名（1名は、管理者兼務）

4、通常事業の実施地域

通常事業の実施地域は奈良市区域（但し、田原、柳生、大柳生、狭川、東里、月ヶ瀬、都祁地域を除く）、生駒市区域

5、営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日（日祝祭日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時から午後4時30分（土曜日は午前9時から午後12時） （但し、ご要望により相談に応じます）

6、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者ご自宅に訪問し、サービスを提供します。サービス提供にあたっては、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当事業所の理学療法士、作業療法士等が、医師の指示を受けて、利用者の希望、心身の状況を踏まえてケアマネージャーのケアプランに沿って、居宅を訪問して必要なリハビリテーション等を行います。当事業所が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金から自己負担割合を差引いたものが、介護保険から給付されます。

☆サービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）は下記に示す通りです。

区分	内容	利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	基本報酬 （1回20分以上のサービス、 1週に6回が限度）	1回(20分) 3181円	1回(20分) 3181円× 自己負担割合
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による予防訪問リハビリテーション	基本報酬 （1回20分以上のサービス、 1週に6回が限度）	1回(20分) 3078円	1回(20分) 3078円× 自己負担割合

☆各種加算

加算項目、内容	利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問リハマネジメント加算 イ	1859円	1859円× 自己負担割合	1ヶ月当り

サービス提供体制強化加算		61 円	61 円× 自己負担割合	1 回（20 分） 当り
短期集中リハビリ テーション実施加 算	退院（所）日又は 新たに要介護認 定を受けた日か ら 3 月以内)	2,066 円	2,066 円× 自己負担割合	1 日 当たり
認知症短期集中リ ハビリテーション 実施加算	退院（所）日又は 訪問開始日から 3 月以内	2479 円	2479 円× 自己負担割合	1 日 当たり
介護職員等処遇改 善加算	総単位数×1.5%			

☆訪問リハマネジメント加算イの算定要件について

医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行う。（指示書を発行します。）

3 ヶ月に 1 回以上、リハビリテーション会議（テレビ会議でも可）を開催し、利用者様の状態の変化等を共有し、訪問リハビリテーション計画書の見直しをし、利用者様の同意を得る。

介護支援専門員に対しリハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者様の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関する指導及び日常生活の留意点に関する助言を行う。又は、他のサービス事業に係わる従事者と利用者の居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び留意点に関する助言を行う。

☆サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

☆短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院（退所）日から起算して 3 か月以内の期間に行う。1 週間につき概ね 2 回以上、1 日あたり 20 分以上の個別リハビリテーションを行います。

☆認知症短期集中リハビリテーション加算は認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から 3 月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行う。1 週間につき概ね 2 回以上、1 日あたり 20 分以上の個別リハビリテーションを行います。

☆介護予防訪問リハビリテーションについて、利用開始日の属する月から 12 ヶ月を超える場合 1 回につき 309 円の減算となります。

☆主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問リハビリテーション計画に定められます。訪問リハビリテーション計画は利用者やご家族に事

前に説明し同意をいただくとともに、申し出によりケアマネージャーとご相談のうえいつでも見直すことができます。

☆ご契約者（利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（３）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費相当をいただきます。

また、定期的に車で訪問する必要がある場合で、有料駐車場を使用せざるを得ない場合には、駐車料金を明示した上、ご契約者（利用者）の負担とさせていただきます。

（４）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）、（３）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算しご請求します。金融機関口座からの自動引き落としは、翌月の２５日（２５日が休日の場合は、翌営業日）に引き落としいたします。原則、自動引き落としとさせていただきますが、現金でのお支払いの場合は、別途ご相談ください。

お支払い方法

金融機関口座からの自動引き落とし（金融機関名：南都銀行）

（５）利用の中止、変更、追加と取消料

利用予定日の前に、サービスの中止又は変更をすることができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにケアマネージャーに申し出るとともに事業者へ申し出てください。ただし、サービスの変更・追加については担当する職員の稼働状況により希望する日時に提供できないことがあります。この場合、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。

都合により利用を中止する場合は必ず前日１７時までにご連絡して下さい。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時まで申し出がなかった場合	3,000 円
利用予定日の前日 17 時まで申し出があった場合	無料

7、サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う理学療法士または作業療法士

サービス提供にあたっては、当診療所の理学療法士または作業療法士等が、居宅を訪問して必要なり

ハビリテーション等を行います。また、担当する職員は勤務上の都合等により交替することがあります。

担当する職員を交替する場合は、ご契約者（利用者）及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように充分配慮するものとします。利用者からの特定の職員の指名は出来ませんが、お気づきの点やご要望がありましたらご遠慮なくご相談ください。

（２）サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令

訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたり契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問リハビリテーションサービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、担当する職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

④ペットに関して

ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。大切なペットを守るため、また、担当する職員が安全にサービスを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。

職員がペットにひっかかれたり、噛まれた場合、治療費等が必要になる場合があります。

状況によってワクチン接種等の状態を確認することがあります。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、担当ケアマネジャーに連絡のうえ、サービス内容を変更する場合があります。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）禁止行為

事業者は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者のご家族等に対するサービスの提供⑤ 利用者の居宅での飲酒・喫煙及び飲食⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|---|

(5) サービスの終了

①訪問リハビリテーションサービス契約書第 6 条（契約の終了）の各項により、訪問リハビリテーションサービス契約が解除された場合にはサービス終了となります。

②利用者やご家族様などが当事業所や当事業所の職員に対して訪問リハビリテーションサービス契約を継続し難いほどの背信行為、著しい迷惑行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等）及び、それらと同等の行為により訪問リハビリテーションサービス契約を継続することが困難となった場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8、緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡をします。

9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡を行なうなど必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10、秘密保持の対応

当事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11、虐待防止の対応

当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

職名 医師 氏名 岡本 徹

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及します。

12、苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 苦情受付担当者 田中 まりの
- 苦情解決責任者 田中 まりの
- 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30
- 電話番号 0742-45-7480

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奈良市介護福祉課	所在地	奈良市二条大路南1丁目1番1号
	電話番号	0742-34-1111 (代表)
	受付時間	9：00～17：00
生駒市介護保険課	所在地	生駒市東新町8番38号
	電話番号	0743-74-1111 (代表)
	受付時間	9：00～17：00
奈良県国民健康保険 団体連合会	所在地	橿原市大久保町302番-1
	電話番号	0744-29-8326
	受付時間	9：00～17：00

訪問リハビリテーションサービスの提供開始に際し、契約書及び本書面に基づき重要事項、個人情報利用目的、個人情報保護について説明し、同意を得ましたので、文書を交付します。

西暦 20 年 月 日

とみお診療所

説明者職名 _____ 氏名 _____

契約締結日 20 年 月 日

事業所により重要事項説明及び個人情報利用目的、個人情報保護の説明を受けて、その内容に同意し、本契約を締結し、文書の交付を受けました。また、サービス担当学会等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

(利用者) 住所

氏名

(成年後見人又は代理人) 住所

氏名

契約利用者に事項重要事項説明及び個人情報利用目的、個人情報保護の説明を行い、その内容に同意が得られたので、本契約を締結し、文書を交付しました。

開設者 奈良市西大寺北町四丁目 4 番 1 号
社会医療法人健生会 理事長 横山 知司

事業者 社会医療法人健生会 とみお診療所
(介護保険事業所番号：2910102959)
奈良市三碓二丁目 1 番 6 号
所長 岡本 徹 印